

## 公私立大学実験動物施設協議会委員会規程

制定：平成 14 年 5 月 22 日  
改正：平成 17 年 5 月 17 日  
改正：平成 22 年 6 月 4 日  
改正：平成 23 年 6 月 3 日  
改正：平成 24 年 6 月 8 日  
改正：平成 26 年 6 月 6 日  
改正：平成 28 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会会則（以下「会則」という。）第 10 条第 2 項の規定により、設置された委員会等（以下「委員会」という。）の運営等について定める。

(委員会の責務)

第 2 条 委員会は、会則第 3 条に定める事項、及びその他役員会が必要と認める事項を審議し、執行する。

(委員会の構成及び任期)

第 3 条 委員会は、次に掲げる会則第 4 条第 3 項に規定する代議員又は代議員経験者からなる委員をもって構成する。ただし、代議員経験者は会員機関に所属する者とする。

- (1) 委員長は、代議員の中から幹事会が指名し、会長が委嘱した者 1 名
- (2) 副委員長は、委員長が代議員の中から推薦し、会長が委嘱した者 1 名
- (3) 委員は、委員長が代議員又は代議員経験者の中から推薦し、会長が委嘱した者 若干名
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 委員の任期は 2 年とする。但し、委員の再任は、これを妨げない。
- (6) 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員長が代議員又は代議員経験者の中から推薦し、会長が委嘱した者を補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の招集等)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて通信等の手段を用いて「持回り委員会」を開催することができる。

(委員会の定足数)

第 5 条 委員会の開催は、委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した委員は出席とみなす。

(議決)

第 6 条 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 5 月 22 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 22 年 6 月 4 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 6 月 3 日より施行する。
- 5 この規程は、平成 24 年 6 月 8 日より施行する。
- 6 この規程は、平成 26 年 6 月 6 日より施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 6 月 30 日より施行する。